○包括議決　5

50 以上の建築物が連たんしている地域
における自己用住宅の取扱いについて

標記について、提案基準４に該当すると認められるもののうち、次の各要件に該当するものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱い、これに基づき市長が許可をし、後日の開発審査会に報告するものとする。

１．住宅建築の必要性

提案基準４の第４－(1)～(6)に該当すること。

２．規　模

申請に係る自己の居住のための一戸建専用住宅の延べ面積が住宅金融支援機構のマイホーム新築融資技術基準による住宅の規模限度以下であること。

３．適用年月日

この取扱いは、平成 30 年７月 12 日から適用する。